

## 千葉県グループホーム家賃助成事業のご案内

千葉県では、共同生活援助（グループホーム）に入居している方で、生活保護の適用を受けていない方を対象に、グループホームの家賃を、月額 20,000 円を上限として助成を行っております。

この事業の助成要件、申請方法等の詳細は、下記のとおりとなりますので、該当となる場合にはご申請をお忘れにならないようご注意ください。

### 記

#### 1 助成対象者

千葉県から共同生活援助（グループホーム）の支給決定を受けている方で、生活保護の適用を受けていない方

#### 2 助成内容

対象者がグループホームに支払った家賃の一部を助成します（償還払い）。

##### 【助成金額】

- ① 市町村民税課税世帯  
月額家賃の 1/2 を 20,000 円まで助成
- ② 市町村民税非課税世帯（生活保護世帯を除く。）  
月額家賃から、国制度による助成分（上限 10,000 円）を控除した残額の 1/2 を 10,000 円まで助成

#### 3 助成申請

申請書に、氏名、住所、振込口座等の必要事項を記入し、入居に係る賃貸借契約書又は家賃の額が記された書類の写し（重要事項説明書等）、障害福祉サービス受給者証の写し等を添付して、支給決定を受けている各区保健福祉センター高齢障害支援課 障害支援班に申請を行ってください。

#### 4 申請書提出先（各区保健福祉センター 高齢障害支援課 障害支援班）

中央区	〒260-8511	中央区中央 4-5-1Qiball 内	(TEL: 043-221-2152)
花見川区	〒262-8510	花見川区瑞穂 1-1	(TEL: 043-275-6462)
稲毛区	〒263-8550	稲毛区穴川 4-12-4	(TEL: 043-284-6140)
若葉区	〒264-8550	若葉区貝塚 2-19-1	(TEL: 043-233-8154)
緑区	〒266-8550	緑区鎌取町 226-1	(TEL: 043-292-8150)
美浜区	〒261-8581	美浜区真砂 5-15-2	(TEL: 043-270-3154)

## 5 国制度（特定障害者特別給付費）と市制度（千葉県グループホーム家賃助成事業）の比較

国制度と市制度の比較			
	国制度	市制度	
金額（月額）	10,000円まで全額助成	(1) 市町村民税課税世帯 月額家賃の1/2を20,000円まで助成 (2) 市町村民税非課税世帯 月額家賃から、国制度による助成分（上限10,000円）を控除した残額の1/2を10,000円まで助成	
対象経費	<b>家賃</b> ※食材料費、光熱水費、日用品費、共益費、管理費等を除く。		
対象者			
所得区分	市町村民税課税世帯	×	○
	市町村民税非課税世帯 (低所得1・低所得2)	○	○
	生活保護世帯	○	×
支払方法	国民健康保険団体連合会への委託による事業者への支払 (障害福祉サービスに係る報酬と同じ代理受領)	各区高齢障害支援課による利用者への支払い (償還払い)	
	1か月毎	4か月毎 ・ 8月(4~7月分) ・ 12月(8~11月分) ・ 4月(12~3月分) ※支給月の5日までに現況報告書を提出	
根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者総合支援法</li> <li>・ 障害者総合支援法施行令</li> <li>・ 障害者総合支援法施行規則</li> <li>・ 千葉県障害者総合支援法施行細則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 千葉県グループホーム家賃助成事業実施要綱</li> </ul>	

## 6 留意事項

千葉県以外の市町村から共同生活援助（グループホーム）の支給決定を受けている方につきましては、千葉県グループホーム家賃助成事業の対象とはなりません。

千葉県以外の市町村でグループホーム家賃助成制度がある場合でも対象者要件や助成金額等が異なりますので、支給決定を受けている市町村にご確認をお願い致します。